

雇用就農に向けた支援(農の雇用事業:新法人設立支援タイプ)

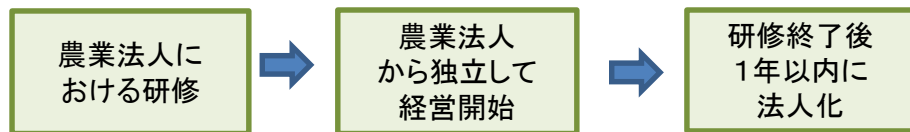
- 地域の担い手となる法人経営体を増やしていくため、農業法人又は経営の移譲を希望する個人経営者(以下「移譲希望者」という。)が就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人を設立するために実施する、農業技術・経営ノウハウを習得させるための研修に対して支援(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)。

農業法人の設立に向けた研修を支援

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援
(年間最大120万円、多様な人材※の確保加算+30万円/年、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

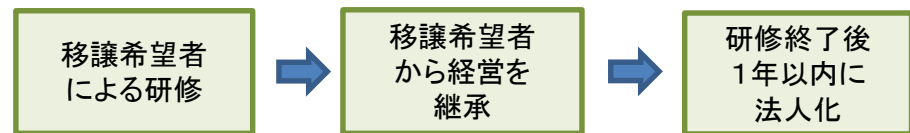
【独立する場合】

農業法人が、独立して法人設立を目指す就農希望者を新たに雇用し、新たな農業法人を設立するために実施する研修に対して支援



【経営継承する場合】

移譲希望者が、就農希望者に経営を継承し、新たな農業法人を設立するために実施する研修に対して支援



※経営の継承前に法人化する場合も対象

＜農業法人又は移譲希望者の主な要件＞

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 研修生との間で、従業員として雇用契約を締結すること
- 3 研修生を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、法人設立に必要な技術、経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行えること
- 4 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 5 原則として、経営者等が雇用就農者の育成強化に資するセミナー等を受講すること
(その他、労働保険、社会保険への加入、就業規則の制定等)

(経営継承する場合)

- 6 後継者がおらず、今後5年以内に経営を中止する意向があること
- 7 農業経営を経営継承を受けることを希望する第三者に移譲する意志があること
- 8 就農希望者に対して、資産(負債を含む)の状況を含めた経営状況を積極的に開示する意志があること
- 9 研修開始時点で法人でないこと

＜研修生の主な要件＞

- 1 原則49歳以下の者であること
- 2 農業就業経験が原則5年以内であり、研修終了後1年以内に農業法人を設立する強い意欲を有する者であること

※ 障害者、出所者、生活困窮者